

議案第 1 1 6 号

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成 1 1 年小松島市条例第 5 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 2 年 1 2 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

## 小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成11年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例）

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条第2項及び第4条の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定により支給する手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第2項及び第3項の規定は、令和2年2月1日から適用する。